

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第107条の7第3項
処 分 の 概 要：国外運転免許証の交付
原権者（委任先）：東京都公安委員会
法 令 の 定 め： ○ 道路交通法 第107条の7第1項及び第2項（国外運転免許証の交付） ○ 道路交通法施行規則 第37条の8（国外運転免許証の交付） 第37条の9（国外運転免許証交付申請書） 第37条の10（国外運転免許証で運転することができる自動車等の指定）
審 査 基 準：判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：申請の当日中（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：運転免許試験場、運転免許更新センター又は指定された警察署の交通課
問 い 合 わ せ 先：運転免許試験場、指定された警察署の交通課 運転免許本部免許管理課免許管理第一係 (03-3581-4321（内線7251-5052）)
備 考：

